

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
安全管理仕様書 制 定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号 最終改正 2025年 5月30日：要領安品本部第24号-25 施 行 2025年 6月 1日 所管部署 安全・品質本部 安全推進部 1. 目 的 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 2. 適用範囲 (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 3. 用語の定義 (1) 請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） (2) 委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） (3) 物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） (4) 作 業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 (5) 関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 (6) 作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 (7) 作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 (8) 常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。	安全管理仕様書 制 定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号 最終改正 2025年 7月24日：要領安品本部第24号-28 施 行 2025年 7月25日 所管部署 安全・品質本部 安全推進部 1. 目 的 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 2. 適用範囲 (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 3. 用語の定義 (1) 請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） (2) 委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） (3) 物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） (4) 作 業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 (5) 関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 (6) 作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 (7) 作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 (8) 常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。	改正に伴う改正・施行日および記番号の修正

旧	新	変更理由
資料－５ 高所作業の遵守事項 高所作業の遵守事項として、一般高所作業、高所作業車使用作業、移動はしご使用作業、脚立使用作業および足場（移動式足場を含む。）使用作業について規定する。 １．一般高所作業の法令関係事項 (1) 作業床の設置等【安衛則５１８、５１９、５２０】 高さが２ｍ以上の箇所で墜落の危険がある場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。 高さが２ｍ以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い・手すり・覆い等を設けること。 作業床または囲い等を設ける事が困難である場合は、墜落制止用器具を使用すること。 (2) 墜落制止用器具等の取付設備等【安衛則５２１】 高さが２ｍ以上の箇所において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けること。 また、その設備等の異常の有無について、随時点検すること。 (3) 悪天候時の作業禁止【安衛則５２２】 高さが２ｍ以上の箇所において、悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施しないこと。 (4) 照度の保持【安衛則５２３】 高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合には、作業を安全に行うために必要な照度を保持すること。 (5) 立入禁止【安衛則５３０】 墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により関係者以外の者を立ち入らせないこと。 ２．一般高所作業の安全対策 (1) 墜落制止用器具の使用前には点検を行い、異常の無いことを確認すること。 (2) 不要な物品は持ち込まず、作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 (3) 脚立や踏み台を使用する作業や作業床が２ｍ未満の場合の作業についても、リスクアセスメントを実施すること。	資料－５ 高所作業の遵守事項 高所作業の遵守事項として、一般高所作業、高所作業車使用作業、移動はしご使用作業、脚立使用作業および足場（移動式足場を含む。）使用作業について規定する。 １．一般高所作業の法令関係事項 (1) 作業床の設置等【安衛則５１８、５１９、５２０】 高さが２ｍ以上の箇所で墜落の危険がある場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。 高さが２ｍ以上の作業床の端、開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い・手すり・覆い等を設けること。 作業床または囲い等を設ける事が困難である場合は、墜落制止用器具を使用すること。 (2) 墜落制止用器具等の取付設備等【安衛則５２１】 高さが２ｍ以上の箇所において、作業員に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けること。 また、その設備等の異常の有無について、随時点検すること。 (3) 悪天候時の作業禁止【安衛則５２２】 高さが２ｍ以上の箇所において、悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施しないこと。 (4) 照度の保持【安衛則５２３】 高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合には、作業を安全に行うために必要な照度を保持すること。 (5) 立入禁止【安衛則５３０】 墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により関係者以外の者を立ち入らせないこと。 ２．一般高所作業の安全対策 (1) 墜落制止用器具の使用前には点検を行い、異常の無いことを確認すること。 (2) 不要な物品は持ち込まず、作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 (3) 脚立や踏み台を使用する作業や作業床が２ｍ未満の場合の作業についても、リスクアセスメントを実施した上で、必要に応じて墜落制止用器具の使用や転落防止の措置を講じること。 (4) 墜落制止用器具を使用する場合は、親綱等の墜落制止用器具取付設備を設置し、自由落下距離を確認した上で適切なものを使用させること。 (5) 端部や開口部等に手すり等の墜落防止措置が講じられた作業床上であっても、作業床から身体の一部を出す場合や、不安定な作業姿勢で作業床から墜落する可能性がある場合については、墜落制止用器具を使用すること。	リスクアセスメントを実施した結果の具体的な対策について追記 墜落制止用器具取付設備の設置や、自由落下距離の事前確認について明記 墜落防止措置が講じられた箇所から身体の一部を出す場合や、不安定な作業姿勢で作業床から転落する可能性がある場合でも、墜落制止用器具を使用すべき旨を追記

旧	新	変更理由
No.15（各種：高所作業） 高所作業！墜落制止用器具 使用なしで作業するべからず 《あるべき行動》 ● 墜落制止用器具は自由落下距離等を確認し、作業床の高さに合ったものを選定する。 ● 墜落制止用器具は、正しい装着、正しい使い方をする。 ● 墜落制止用器具、親綱、セーフティブロック等の定期点検、および使用前点検を行う。 ● 「1mは一命取る」の危機感を持ち、作業床 2m 未満の箇所での作業でも、事前にリスク評価を行い、必要に応じて墜落制止用器具使用や墜落防止の措置を講じる。 《禁止理由》 高所作業時において墜落・転落する災害を防止するため。 	No.15（各種：高所作業） 高所作業！墜落制止用器具 使用なしで作業するべからず 《あるべき行動》 ● 墜落制止用器具は自由落下距離等を確認し、作業床の高さに合ったものを選定する。 ● 墜落制止用器具は、正しい装着、正しい使い方をする。 ● 墜落制止用器具、親綱、セーフティブロック等の定期点検、および使用前点検を行う。 ● 高さ 2m 未満の箇所での作業でも、事前にリスク評価を行い、必要に応じて墜落制止用器具使用や墜落防止の措置を講じる。 ● 作業床上から身体の一部を出す場合や、不安定な作業姿勢で作業床から転落する可能性がある場合についても、墜落制止用器具を使用すること。 《禁止理由》 高所作業時において墜落・転落する災害を防止するため。 	墜落防止措置が講じられた箇所から身体の一部を出す場合や、不安定な作業姿勢で作業床から転落する可能性がある場合についても、墜落制止用器具を使用すべき旨を追記